

## 運輸安全マネジメントの取り組みについて

令和2年12月  
商都交通株式会社  
タクシー部門

弊社は平成18年10月の運輸安全マネジメントの導入に伴い、旅客自動車運送事業運輸則第47条の7第1項の規程に基づき、輸送の安全に係る情報を公表いたします。

### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 安全方針として関係法令を遵守し、安全最優先の原則を会社全体に徹底させます。
- (3) 無事故運転三原則の遵守
  - ① 危険予知運転（自分に都合の良い「だろう運転」「思い込み運転」を止め、常に最悪の状況を考えた「かもしれない運転」を行う。）
  - ② 無理しない運転（無理するな、その瞬間に事故は待つ。）
  - ③ 防衛運転（私は絶対に事故を起こさないという強い信念を持ち、たとえ相手が悪くても譲り合いの精神をもって注意深く安全運転を行う。）
- (4) 輸送の安全に関する計画の策定・実施・チェック・改善・計画・実施・チェック・改善（PDCAサイクル）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直し、全社員が一丸となって絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- (5) 事故惹起乗務員に対する再発防止教育、NASVA（独立法人自動車事故対策機構）による運転者適性診断の受診など、乗務員教育の更なる充実を図ります。

### 2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

令和2年度（令和元年11月18日～令和2年11月17日）

| 項目      | 目標  | 達成状況 |
|---------|-----|------|
| 二輪車・自転車 | 25件 | 20件  |
| 追突      | 12件 | 8件   |
| ドア開閉    | 12件 | 4件   |

令和3年度（令和2年11月18日～令和3年11月17日）

| 項目      | 目標  |
|---------|-----|
| 二輪車・自転車 | 18件 |
| 追突      | 7件  |
| ドア開閉    | 3件  |

### 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和2年度（令和元年11月18日～令和2年11月17日）

| 事故類型  | 件数 |
|---|----|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの   | 0件 |
| 十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの   | 0件 |
| 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号 又は第三号 に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの   | 0件 |
| 十人以上の負傷者を生じたもの  | 0件 |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号 に掲げる傷害が生じたもの  | 0件 |
| 酒気帯び運転（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十五条第一項 の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）、無免許運転（同法第六十四条 の規定に違反する行為をいう。）、大型自動車等無資格運転（同法第八十五条第五項 から第九項 までの規定に違反する行為をいう。）又は麻薬等運転（同法第百十七条の二第三号 の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの | 0件 |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの  | 0件 |
| 救護義務違反（道路交通法第百十七条 の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があつたもの  | 0件 |
| 自動車の装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条 各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの   | 0件 |
| 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）  | 0件 |

|   |    |
|---|----|
| 橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設を含む。）を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの                        | 0件 |
| 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの | 0件 |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの  | 0件 |
| 総 件 数   | 0件 |

#### 4. 輸送の安全に関する計画

- (1) 地元警察署とタイアップし、交通安全講習会を開催する。
- (2) 車両に関する安全性向上のため、設備投資。
- (3) 無事故者に対する表彰を行う。
- (4) 事故惹起者に対する特別講習の実施。
- (5) デジタルタコグラフを活用し、安全運転の内容分析を実施する。
- (6) ドライブレコーダーの映像を活用した点呼を実施。
- (7) 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防防止ガイドラインの実施。
- (8) 会社と労働組合で構成する安全衛生委員会において事故防止を図る。

#### 5. 安全統括管理者

タクシー営業部 部長 花川 浩二